

改正案	現行
<p>（一般用電気工作物の範囲） 第四十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であつて、出力十キロワット未満のもの</p> <p>イ 固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池発電設備であつて、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が○・一メガパスカル（液体燃料を通ずる部分にあつては、一・〇メガパスカル）未満のもの</p> <p>ロ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号） （第二条第二項に規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に設置される燃料電</p>	<p>（一般用電気工作物の範囲） 第四十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 燃料電池発電設備（固体高分子型又は固体酸化物型のものであつて、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が○・一メガパスカル（液体燃料を通ずる部分にあつては、一・〇メガパスカル）未満のものに限る。）であつて出力十キロワット未満のもの</p>

池発電設備（当該自動車の動力源として用いる電気を発電するものであって、圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。）であつて、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十七条第一項及び第十七条の二第三項の基準に適合するもの
発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）第七十三条の二第一項に規定するスターリングエンジンで発生させた運動エネルギーを原動力とする発電設備であつて、出力十キロワット未満のもの

（新設）

○発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 ボイラー等及びその附属設備（第五条―第十一条）</p> <p>第三章 蒸気タービン及びその附属設備（第十二条―第十七条）</p> <p>第四章 ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条）</p> <p>第五章 内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条）</p> <p>第六章 燃料電池設備（第三十条―第三十六条）</p> <p>第七章 液化ガス設備（第三十七条―第五十四条）</p> <p>第八章 ガス化炉設備（第五十五条―第六十八条）</p> <p>第九章 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第六十九条―第七十三条）</p> <p>第九章の二 スターリングエンジン及びその附属設備（第七十三条の二―第七十三条の六）</p> <p>第十章 溶接部（第七十四条）</p> <p>第十一章 雑則（第七十五条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 ボイラー等及びその附属設備（第五条―第十一条）</p> <p>第三章 蒸気タービン及びその附属設備（第十二条―第十七条）</p> <p>第四章 ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条）</p> <p>第五章 内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条）</p> <p>第六章 燃料電池設備（第三十条―第三十六条）</p> <p>第七章 液化ガス設備（第三十七条―第五十四条）</p> <p>第八章 ガス化炉設備（第五十五条―第六十八条）</p> <p>第九章 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第六十九条―第七十三条）</p> <p>（新設）</p> <p>第十章 溶接部（第七十四条）</p> <p>第十一章 雑則（第七十五条）</p> <p>附則</p>

(ボイラー等及びその附属設備の材料)

第五条 ボイラー(火気、燃焼ガスその他の高温ガス若しくは電気によつて水等の熱媒体を加熱するものであつて、当該加熱により当該蒸気を発生させこれを他の設備に供給するもの又は当該加熱(相変化を伴うものを除く。以下「当該水等の熱媒体を大気圧力における飽和温度以上とし、これを蒸気タービン若しくはガスタービンに供給するもの」のうち、ガス化炉設備(石炭、石油その他の燃料を加熱し、酸素と化学反応させることによりガス化させ、発生したガスをガスタービンに供給する容器(以下「ガス化炉」という。)、そのガスを通ずることによつて熱交換等を行う容器及びこれらに附属する設備のうち、液化ガス設備(液化ガスの貯蔵、輸送、気化等を行う設備及びこれに附属する設備をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。))を除く。以下同じ。))、独立過熱器(火気、燃焼ガスその他の高温ガス又は電気によつて蒸気を過熱するもの(ボイラー、ガスタービン、内燃機関又は燃料電池設備に属するものを除く。))をいう。以下同じ。))又は蒸気貯蔵器(以下「ボイラー等」という。))及びその附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。))に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならぬ。

(ボイラー等の材料)

第五条 ボイラー(火気、燃焼ガスその他の高温ガス若しくは電気によつて水等の熱媒体を加熱するものであつて、当該加熱により当該蒸気を発生させこれを他の設備に供給するもの又は当該加熱(相変化を伴うものを除く。以下「当該水等の熱媒体を大気圧力における飽和温度以上とし、これを蒸気タービン若しくはガスタービンに供給するもの」のうち、ガス化炉設備(石炭、石油その他の燃料を加熱し、酸素と化学反応させることによりガス化させ、発生したガスをガスタービンに供給する容器(以下「ガス化炉」という。))、そのガスを通ずることによつて熱交換等を行う容器及びこれらに附属する設備のうち、液化ガス設備(液化ガスの貯蔵、輸送、気化等を行う設備及びこれに附属する設備をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。))を除く。以下同じ。))、独立過熱器(火気、燃焼ガスその他の高温ガス又は電気によつて蒸気を過熱するもの(ボイラー、ガスタービン、内燃機関又は燃料電池設備に属するものを除く。))をいう。以下同じ。))又は蒸気貯蔵器(以下「ボイラー等」という。))及びその附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。))に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならぬ。

(ボイラー等及びその附属設備の構造)

第六条 (略)

(蒸気タービンの附属設備の材料)

第十二条 蒸気タービンの附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。)に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

(ガスタービンの附属設備の材料)

第十八条 ガスタービン(作動流体を圧縮する圧縮機及び圧縮された作動流体を燃焼等によって加熱する装置を伴うものにあつては、これを含む。以下同じ。)の附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。)に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

(内燃機関の附属設備の材料)

第二十四条 内燃機関(原子力発電所に施設するものを除く。以下同じ。)の附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。)に属する容器及び管の耐圧部分に使

(ボイラー等の構造)

第六条 (略)

(蒸気タービンの附属設備の材料)

第十二条 蒸気タービンの附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。)に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

(ガスタービンの附属設備の材料)

第十八条 ガスタービン(作動流体を圧縮する圧縮機及び圧縮された作動流体を燃焼等によって加熱する装置を伴うものにあつては、これを含む。以下同じ。)の附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。)に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

(内燃機関の附属設備の材料)

第二十四条 内燃機関(原子力発電所に施設するものを除く。以下同じ。)の附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。)に属する容器及び管の耐圧部分に使

用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

(燃料電池設備の材料)

第三十条 燃料電池設備（ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。次条において同じ。）に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

2・3 (略)

(非常停止装置)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 電気事業法施行規則第四十八条第四項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備には、前項の規定は適用しない。

(燃料ガスの置換)

第三十五条 燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分は、不活性ガス等で燃料ガスを安全に置換できる構造のものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する燃料電池設備にあつては、この限りでない。

用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

(燃料電池設備の材料)

第三十条 燃料電池設備（ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。次条において同じ。）に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

2・3 (略)

(非常停止装置)

第三十四条 (略)

2 (略)

(新設)

第三十五条 燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分は、不活性ガス等で燃料ガスを安全に置換できる構造のものでなければならない。ただし、次の各号を満たす構造のものにあつては、この限りでない。

一 燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが安全に排除される構造である燃料電池設備又は燃料ガスを通ずる部分に密封された燃料ガスの爆発に耐えられる構造である燃料電池設備であつて、出力十キロワット未満のもの

二 前条第三項の燃料電池設備

(液化ガス設備の材料)

第四十条 液化ガス設備（ポンプ及び圧縮機を除く。次条において同じ。）に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度及び最低使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有し、かつ、難燃性を有するものでなければならない。

2 (略)

(ガス化炉設備の材料)

第五十七条 ガス化炉設備（ポンプ及びガス圧縮機を除く。次条において同じ。）に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

一 出力が十キロワット未満のもの

二 燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが安全に排除される構造であるもの又は燃料ガスを通ずる部分に密封された燃料ガスの爆発に耐えられる構造であるもの

(液化ガス設備の材料)

第四十条 液化ガス設備（ポンプ及び圧縮機を除く。次条において同じ。）に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度及び最低使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有し、かつ、難燃性を有するものでなければならない。

2 (略)

(ガス化炉設備の材料)

第五十七条 ガス化炉設備（ポンプ及びガス圧縮機を除く。次条において同じ。）に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

第九章の二 スターリングエンジン及びその附属設備

(新設)

(スターリングエンジン及びその附属設備の材料等)

第七十三条の二 スターリングエンジン(シリンダーの中に

(新設)

に密封した作動流体(凝縮しない状態で使用するものに限る。)の温度変化による体積変化により運動エネルギーを発生させる設備をいう。以下同じ。)及びその附属設備に属する容器並びに管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用圧力、最高使用温度及び最低使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

2| スターリングエンジンに使用する作動流体は、不活性ガス又は空気でなければならない。

(スターリングエンジン及びその附属設備の構造)

(新設)

第七十三条の三 スターリングエンジンは、非常停止装置が作動したときに達する回転速度及び往復速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。

2| スターリングエンジンの軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩擦、変形及び過熱が生じないものでなければならない。

3| スターリングエンジン及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力、最高使用温度又は最低使用温度

において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならぬ。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

4 | スターリングエンジン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合したもの（スターリングエンジン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合しない場合にあつては、スターリングエンジン）の危険速度は、調速装置により調整することができ、回転速度のうち最小のものから非常停止装置が作動したときに達する回転速度までの間にあつてはならない。ただし、危険速度における振動が当該スターリングエンジンの運転に支障を及ぼすことのないよう十分な対策を講じた場合は、この限りでない。

（調速装置）

第七十三条の四 誘導発電機と結合するスターリングエンジン以外のスターリングエンジンには、定格負荷を遮断した場合に達する回転速度及び往復速度を非常停止装置が作動する回転速度未満及び往復速度未満にする能力を有する調速装置を設けなければならない。

（新設）

（非常停止装置）

第七十三条の五 スターリングエンジンには、運転中に生じた過回転、過熱その他の異常による危害の発生を防止

（新設）

するため、その異常が発生した場合に当該スターリングエンジンを自動的かつ速やかに停止させる非常停止装置を設けなければならない。

(計測装置)

第七十三条の六 スターリングエンジン及びその附属設備には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置を設けなければならない。

(特種設備の安全性)

第七十五条 火力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物であつて、第五条から前条までに規定するもの以外のものにあつては、当該設備に及ぼす化学的作用及び物理的作用に対し、安全なものでなければならない。

(新設)

(特種設備の安全性)

第七十五条 火力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物であつて、第五条から前条までに規定するもの以外のものにあつては、当該設備に及ぼす化学的作用及び物理的作用に対し、安全なものでなければならない。